

富津市スポーツ施設 料金一覧表

R 1.10.1 改定

●総合社会体育館●				金額	
区 分			単位	市内	市外
専用利用	主体育館	入場料の類を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用するとき	1,100円	1,650円
			アマチュアスポーツ以外の催物に使用するとき	4,950円	7,420円
		入場料の類を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用するとき	3,850円	5,770円
			アマチュアスポーツ以外の催物に使用するとき	16,500円	24,750円
	小体育館	入場料の類を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用するとき	550円	820円
			アマチュアスポーツ以外の催物に使用するとき	2,200円	3,300円
		入場料の類を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用するとき	1,650円	2,470円
			アマチュアスポーツ以外の催物に使用するとき	7,700円	11,550円
会議室・控室			1室 1時間につき	220円	330円
個人利用	小体育館	一般	1人 1時間につき	110円	160円
		高校生以下		50円	70円
	トレーニングルーム	一般		220円	330円
		高校生以下		110円	160円
設備器具	コインロッカー		1回につき	100円	
	シャワー			110円	
	放送設備		一式 1回につき	550円	820円
	電光掲示板			330円	490円
	移動ステージ			550円	820円
	バスケットボール 3式 (メイン2式・サブ1式)		一式(1面) 1回につき	550円	820円
	バレーボール 4式 (メイン3式・サブ1式)			220円	330円
	バドミントン 14式 (メイン10式・サブ4式)			110円	160円
	卓球 20式 (メイン12式・サブ8式)			110円	160円
備 考					
1 1時間に満たない時間は、1時間として計算する。 2 許可使用時間を超過したときの超過時間の料金は、この表により計算する。 3 使用時間が午後5時から午後9時までの間の使用料は、設備器具に係るものを除き、本表に規定する金額に100分の200を乗じて得た額とする。 4 主体育室の2分の1のみを専用使用する場合(入場料の類を徴収しない場合で、アマチュアスポーツに使用するときに限る。)の使用料は、本表に規定する金額の2分の1の額とする。ただし、備考3に該当する場合は、当該規定を適用して得た額の2分の1の額とする。 5 市内在住者及び市内に勤務先を有する者以外の者が使用するときの使用料は、コインロッカー及びシャワーを除き、本表に規定する金額に100分の150を乗じて得た額とする。ただし、備考3又は備考4に該当する場合は、当該規定を適用して得た額に100分の150を乗じて得た額とする。 6 使用料の徴収金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。					
富津市総合社会体育館			☎0439-87-3001		